## 岡山地方最低賃金審議会が岡山労働局長に対して、 「岡山県最低賃金」の<u>12円</u>引上げを答申

岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金について、岡山地方最低賃金審議会(会長 有利 隆一)は平成25年9月2日、時間額691円を12円引き上げて、703円に改正するよう、岡山労働局長(上市 貞満)に答申しました。

この答申を受けて、岡山労働局長は、今後、異議申出等の手続きを行い、異議申出があった場合、これに対する岡山地方最低賃金審議会の審議を経て、岡山県最低賃金が改正されることになります。

## (1) 答申どおり改正された場合、以下のとおりとなります。

	改正後	改正前	引上げ額	引上げ率
時間額	703円	691円	12円	1. 74%
発効日	平成 25 年 10 月 30 日 予定	平成 24 年 10 月 24 日		

## (2) 答申に至るまでの経緯としては、以下のとおりです。

平成25年7月17日、岡山労働局長が岡山地方最低賃金審議会に改正決定について諮問、同審議会はこれを受けて専門部会を設け、去る8月7日中央最低賃金審議会から示された目安(岡山県の場合10円引上げ)を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行った結果、「時間額を12円引上げて、703円」とするよう結論を取りまとめ、9月2日、岡山労働局長あて引上げの答申が行われたものです。